

令和7年度「東松山市就学援助制度」について（ご案内）

◆就学援助制度とは

東松山市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者のうち、就学に際して必要となる費用（学用品費・給食費など）の支払いが困難と認められる方に対して、市が費用の一部を援助する制度です。

1 援助の対象となる方

- ▶ 昨年の世帯所得が認定基準以下の方（参考：認定の基準額について）
- ▶ 東松山市立小・中学校に在学中の児童・生徒の保護者

参考：認定の基準額について

世帯人数	世帯構成（例）	認定の基準額 （概算による目安）
2人	父 又は 母、小学生1人 " （中学生1人）	180万円程度 以下 （190万 " ）
3人	父、母、小学生1人 " （中学生1人）	240万円程度 以下 （250万 " ）
4人	父、母、小学生1人、中学生1人	310万円程度 以下
5人	父、母、小学生2人、中学生1人	370万円程度 以下

※左記の基準額は、収入額ではありません。

※基準額は、給与所得者の場合は源泉徴収票における「給与所得控除後」の金額（事業所得者の場合は年間収入額から必要経費を除いた金額）から、社会保険料・生命保険料・地震保険料に係る控除額を除いた額です。

※左記の基準額は、あくまで目安です。実際の基準額は、世帯全員の人数、年齢、社会保険料等の控除額により異なります。このため、前年と所得額が同程度であっても、審査結果が異なる場合があります。

2 当初認定の申請期限・申請方法（7月1日を認定日とする申請の受付）

◆申請期限：令和7年5月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けておりません）

※期限を過ぎても申請できますが、認定日は申請書が受理された日の属する月の翌月の1日となります。

就学援助は毎年度申請が必要です（前年度に認定されていても自動更新されません）

小・中学校の入学に際して申請書を提出された場合でも、認定期間は令和7年6月までとなるため、7月以降の援助を希望される方は、新たに申請が必要です。

◆申請書類

- ① 就学援助費支給申請書（令和8年6月末まで）
- ② 令和7年度（令和6年分）の所得に関する証明書（令和7年1月1日時点で東松山市に住民登録がない方のみ）

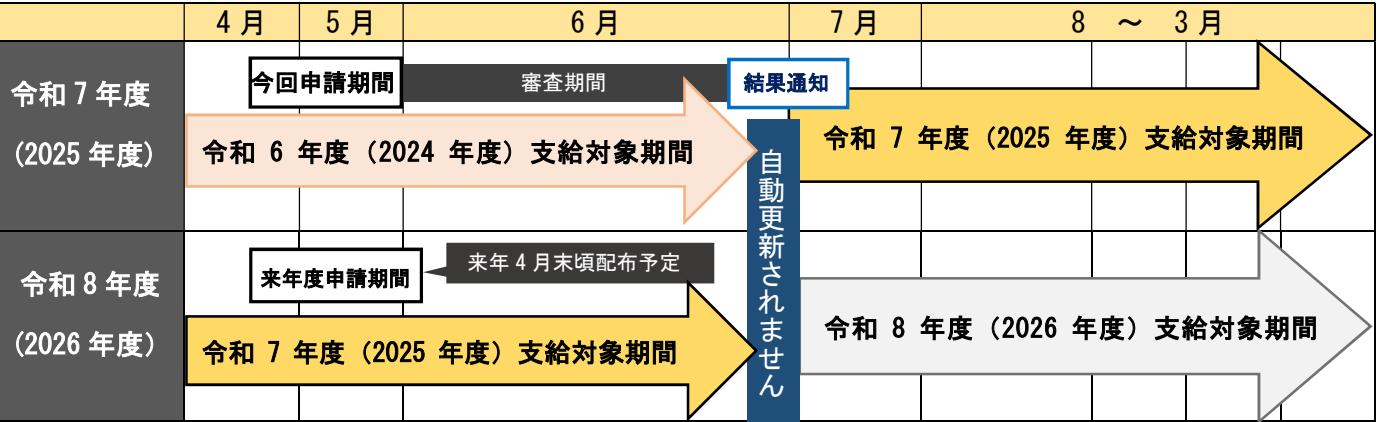
②の証明書は、世帯員に「令和7年1月1日時点で東松山市に住民登録がない方」がいる場合に必要となります。
その方の所得額・控除額・控除の内訳・扶養人数が記載された証明書（市区町村により証明書の名称は異なります）
を令和7年1月1日現在の住所地から取得して提出してください。
なお、当初申請期間に申請書を提出した場合、所得に関する証明書は6月13日（金）までに提出してください。

◆提出方法

- 1 保護者がお子様の在籍する学校へ提出するか、学校教育課へ郵送又は持参してください。
※やむを得ず、お子様に持たせて学校に提出する場合は、後日、学校において受領されたことを電話等で必ずご確認ください。
- 2 兄弟姉妹がいる場合、申請書は1世帯で1枚を作成し、提出してください。

3 支給対象期間

前年中の所得額等の審査により、就学援助の対象者として認定された場合、「7月から翌年6月まで」が支給対象期間となります（中学校3年生に係る支給対象期間は「7月から翌年3月末まで」となります）。



※当初申請期間を過ぎても申請できますが、認定日は申請書が受理された日の属する月の翌月の1日となります。

4 支給項目・支給方法・支給予定日

費目	区分	7・8月分	9～12月分	1～3月分	翌4～6月分	支給予定日
学用品費	小学校	1,939円	3,877円	2,907円	2,907円	7・8月分：9月9日
	中学校	3,789円	7,577円	5,682円	5,682円	9～12月分：12月9日
通学用品費	小学校 2～6学年	379円	757円	567円	567円	1～3月分：3月10日
	中学校 2～3学年					翌4～6月分：6月9日
新入学児童 生徒学用品費	小学校1学年	57,060円		入学年度の7月1日が認定日である支給決定者に限ります。		7月10日
	中学校1学年	63,000円				※入学前に受給している場合は除きます。
校外活動費 (支給対象期間における上限額)		宿泊を伴うもの		宿泊を伴わないもの		学校から報告書が提出された月の翌月10日
	小学校	3,690円		1,600円		※教育の場を求めて行われる校外活動に限ります。
	中学校	6,210円		2,310円		
修学旅行費 (支給対象期間における上限額)	小学校	22,690円		学校における修学旅行費の積立が免除されるものではありません。		※水土日祝日の場合はその前日となります。
	中学校	60,910円				
学校給食費	小学校	月額4,100円（1学年の4月分は2,050円）				市の口座に直接振込
	中学校	月額4,800円（3学年の3月分は実食分）				※給食がない8月分はされません。
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定めるもの（学校の健診等で治療の指示を受け、支給期間内に治療したものに限りです）					医療券を交付予定

《修学旅行準備金について》

生活保護を受けている方は、修学旅行準備金（小学校：5,000円 中学校：8,000円）が別途支給されます。
（修学旅行準備金に関する問合せ先：東松山市役所社会福祉課 電話：21-1421）

5 審査結果

学校を通じて、申請者（保護者）に結果を送付します。

- ・ 5月30日までの申請 → 7月上旬を予定
- ・ 申請期限以降の申請 → 随時審査し、結果を送付

◆留意事項

- 1 就学援助は、毎年度申請する必要があります（前年度に認定されていても自動更新されません）。
- 2 世帯員のうち、令和6年中に収入がある方については、申請時までに税の申告を済ませてください。
※以下に該当する世帯員は、税の申告は不要です。
 - ・ 給与収入のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方（勤務先にご確認ください）
 - ・ 公的年金収入のみの方
 - ・ 16歳未満の扶養親族※無収入であっても税法上の被扶養者でない場合は、住民税申告が必要です。
（住民税申告に関する問合せ先：東松山市役所課税課 電話：21-1438）
- 3 単身赴任や別居等で、生計を同じくする家族が申請者と別の住所にお住まいの場合は、申請書「世帯の状況」欄に、その家族の氏名等を記入してください。また、その方に令和6年中の収入がある場合は、令和7年度（令和6年分）の所得に関する証明書を提出してください。
- 4 申請後、婚姻・別居等により世帯構成（人数）に変更があった場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。変更後の世帯構成にて再申請・再審査が必要になります。
なお、再審査の結果、認定されていた方が否認定となった場合は、変更日まで遡って就学援助費を返金していただく場合があります。
- 5 援助費の振込にあたり、市より振込通知は発送されません。通帳には振込者名「ヒガシマツヤマシカイケイカンリシヤ」と記載されます。振込額については、認定通知書とあわせて送付される「就学援助費の支給について」によりご確認ください。

東松山市マスコットキャラクター



【郵送・問合せ先】

〒355-8601

東松山市松葉町1-1-58（総合会館2F）

東松山市教育委員会 学校教育課 学校教育課

TEL: 0493-21-1430（直通）